

徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第4期) チェックリスト

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

令和3年度飲食店営業時間短縮協力金申請書(第4期)(様式1)

・「別紙 1日あたりの協力金額計算用シート」を含む(一日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は添付不要)

誓約書(様式2)

・記載した所在地が申請書(様式1)に記載の法人所在地または個人事業主の住所と一致していること。

(個人事業者のみ)個人事業者の本人確認書類の写し

- ・運転免許証、健康保険証、在留カード、個人番号カード(表面)のいずれかひとつ。
※現住所が裏面記載の場合は裏面も含む。
※個人番号カードの裏面等の個人番号が記載されている書類は提出しないでください。
- ・申請書(様式1)に記載した個人事業者の自宅住所と一致していること。

申請書(様式1)に記載した振込先の通帳等の写し

- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること。
- ・申請者名義(法人の場合は申請法人)の名義の口座であること。
- ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分。
- ・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトのページの印刷。

食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し

- ・申請書(様式1)に記載の店舗の名称・所在地と屋号・店舗所在地が一致していること。
※変更手続き中で、新しい営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることが分かる書類を提出すること。
- ・許可年月日が申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以前であること。
- ・許可の有効期間が申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以降までであること。
- ・営業許可期間が要請期間中で途切れている場合は、新旧両方の営業許可書の写しを提出すること。
- ・営業許可書の営業者氏名または法人名と申請者名が一致していること。
※一致しない場合は、あわせて申立書(様式4)を提出すること。

対象店舗の様子が分かる写真(次の①～④全て)(様式3)

① 店舗の外観の様子が分かる写真

・原則として、店舗名、屋号等が分かる、店舗の入り口周辺の写真。

② 店舗に設置された飲食スペースの様子が分かる写真

・原則として、店舗に設置された飲食スペースの写真。
・フードコートが併設された店舗の場合は、フードコートの飲食スペースの写真。

③ 「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真

・原則として、店先など、入店時に掲示を確認できることが明確に分かる写真。
・ステッカー記載の店舗の名称が小さく、読み取れない場合は、別途、近くから撮影した写真も添付すること。

④ 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる写真

・原則として、通常営業の場合の営業時間と、短縮後の営業時間又は休業の案内を書いたチラシ等を、店先などに掲示をしていたことが分かる写真。
・グルメポータルサイト等は第三者による書き込みが可能であるため、添付資料としては不適切です。

1日あたりの売上高が分かる書類(1日あたりの協力金「3万円」の申請の場合は不要)

・原則として、

法人:一日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」及び
「法人税の確定申告書別表一の控え」又は「法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」
(売上台帳と同時期のもの)

個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び

「所得税の確定申告書の控え」又は「青色申告決算書(月別売上高)の控え等」(売上台帳等と同時期のもの)

※開店後1年未満の場合は、一日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」

※売上高に含められないものの具体例

- ・テイクアウト、デリバリー、仕出し、店内販売商品
- ・室料等の飲食以外の売上

その他詳細については、ホームページをご確認ください。

【簡易申請版】

徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第4期)チェックリスト

- ① 第1期・第2期・第3期の協力金を既に申請済の方で、
- ② 前回申請時と同じ「申請者名、振込先口座、申請店舗」にて申請される方は、協力金の申請を簡易化することが可能です。

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

令和3年度飲食店営業時間短縮協力金申請書(第4期)(様式1)

- ・「別紙 1日あたりの協力金額計算用シート」を含む(1日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は添付不要)

誓約書(様式2)

- ・記載した所在地が申請書(様式1)に記載の法人所在地または個人事業主の住所と一致していること。

営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる写真(様式3)

- ・原則として、通常営業の場合の営業時間と、短縮後の営業時間又は休業の案内を書いたチラシ等を、店先などに掲示をしていたことが分かる写真。
- ・グルメポータルサイト等は第三者による書き込みが可能であるため、添付資料としては不適切です。

1日の売上高が分かる書類(1日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は不要)

- ・原則として、
 - 法人:1日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」及び「法人税の確定申告書別表一の控え」又は「法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」(売上台帳と同時期のもの)
 - 個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び「所得税の確定申告書の控え」又は「青色申告決算書(月別売上高)の控え等」(売上台帳等と同時期のもの)
- ※開店後1年未満の場合は、1日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」
- ※売上高に含められないものの具体例
 - ・テイクアウト、デリバリー、仕出し、店内販売商品
 - ・室料等の飲食以外の売上
- その他詳細については、ホームページをご確認ください。

(該当がある場合のみ)第1期・第2期・第3期の申請時から変更が生じた書類

- (例)
- ・第1期・第2期・第3期の申請時に提出した営業許可書の有効期間が、申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以前に切れている場合、更新後の「食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し」
 - ・第1期・第2期・第3期の申請後に「ガイドライン実践店ステッカー」を取得した場合、「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真(様式3)

令和3年度飲食店営業時間短縮協力金申請書(第4期)

徳島県知事 殿

(申請日) 令和3年 月 日

次の通り、協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。

1 申請者の情報

法人の方(大企業・中小企業)													
フリガナ													
法人名													
代表者職名						代表者氏名							
所在地	〒									都・道 府・県		市・区 町・村	
法人番号(13桁)													
資本または 出資金の総額						万円	常時使用する 従業員数						人
フリガナ													
担当者氏名						所属部署名							
連絡先 電話番号						メールアドレス (任意)							

個人事業者の方												
フリガナ						生年 月日	大正・昭和・平成					
氏名							年		月		日	
住所	〒							都・道 府・県		市・区 町・村		
連絡先 電話番号						メールアドレス						

※個人事業者の方は、住所欄に添付した「本人確認書類」に記載の住所を記入してください。

振込先 口座情報 ※必ず申請者名義の口座を指定してください(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。) ※お手数ですが、確認のため、第1期・第2期・第3期と同一の口座でも記載をお願いします。	振込先 金融機関名						<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	本・支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
	金融機関 コード					支店 コード		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座			
	口座番号						※口座番号6桁以下の場合は右詰						
	フリガナ												
	口座名義												

2 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ											
	店舗名称 (屋号)											
	従前の営業時間	時 分から 時 分まで										
	飲食店営業 許可番号	第									号	
	店舗 所在地	徳島県						市・町 村・郡				
	電話番号											

3 営業時間短縮協力金の算出

＜第4期＞ 申請額	時短要請に協力した期間	月	日	～	9月	12日	日間	
	期間中の営業時間	時	分から	時	分まで	期間中 休業	<input type="checkbox"/>	
	期間中の酒類提供時間	時	分から	時	分まで	提供 なし	<input type="checkbox"/>	
	協力金額/日	中小企業 又は個人	<input type="checkbox"/> 3万円 <input type="checkbox"/> 4万円 <input type="checkbox"/> 一日あたり売上高×0.3 <input type="checkbox"/> 7.5万円					
		大企業等	<input type="checkbox"/> 売上高減少額×0.4 (上限:「20万円」または「一日あたり売上高×0.3」のいずれか小さいほう)					
合計							万円	
(協力金額「3万円/日」以外の場合) 売上高・売上高減少額 計算方式	<input type="checkbox"/> 月単位方式 <input type="checkbox"/> 時短要請期間方式 <input type="checkbox"/> 特定月方式 <input type="checkbox"/> 新規開業特例							
(協力金額「3万円/日」以外の場合) 一日あたり 飲食業売上高	万円	(大企業等の場合) 一日あたり 飲食業売上高減少額				万円		

※協力金額/日は「一日あたり飲食業売上高」「一日あたり飲食業売上高減少額」により決定されます。

※「一日あたり飲食業売上高」「一日あたり飲食業売上高減少額」は別紙に記入・計算の上、本書と合わせて提出してください。

所属業界団体名 (「ガイドライン実践店ステッカー」 取得時の取りまとめ団体)	
--	--

4 過去の協力金申請状況

第1期・第2期・第3期の 協力金の申請状況 ※一度でも申請があれば「協力金を申請 済み」となります。	<input type="checkbox"/> 協力金を申請済み <input type="checkbox"/> 第4期が初めての申請
「一部前払」制度 利用の有無	<input type="checkbox"/> 「一部前払」の利用有り <input type="checkbox"/> 「一部前払」の利用無し

時短要請期間(第4期:令和3年8月27日~9月12日)を基準に、開店1年未満の事業所等であって、参照月等(第4期:令和2年8月27日~9月12日)の飲食業売上高が存在しない事業者には該当しますか？

(例)

令和2年9月13日以降開店した事業者

↓ はい

「新規開業特例」に該当します。

P.3へお進みください。

ただし、1日の売上高を証明する書類を用意できない場合は、支給額は1日あたり3万円となり、売上高を証明する書類の提出は不要です。

いいえ

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

↓ はい

1日あたりの売上高を証明する書類を用意できていますか？

(原則として、)

法人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び

「法人税の確定申告書別表第一の控え」又は「法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」

個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び

「所得税の確定申告書の控え」又は「青色申告決算書(月別売上高)の控え等」

※開店後1年程度で、まだ確定申告をしていない場合は「売上台帳等の帳簿の写し」

↓ いいえ

P.2へお進みください。

売上高減少額方式による計算となります。

↓ はい

P.2へお進みください。

売上高方式による計算となります。

ただし、令和元年または令和2年の売上高算出期間の1日あたり売上高が25万円以上の場合、売上高減少額方式も選択可能です。

↓ いいえ

支給額は1日あたり3万円となります。

売上高を証明する書類の提出は不要です。

「協力金支給額3万円/日」の申請の場合、本シートの提出は不要となります

令和元年又は令和2年の

8月1日～8月31日の飲食業売上高(税抜き) = (31日間) 円・・・A
 9月1日～9月30日の飲食業売上高(税抜き) = (30日間) 円・・・B
 8月27日～9月12日の飲食業売上高(税抜き) = (17日間) 円・・・C

第4期売上高方式

月単位方式: $(A+B) \div 61日 =$ 円/日・・・①
 時短要請期間方式: $C \div 17日 =$ 円/日・・・②
 特定月方式: $B \div 30日 =$ 円/日・・・③
 ①～③のうち最も高い金額 = 1日あたり飲食業売上高 円/日・・・④
 協力金額: 円/日

第4期売上高減少額方式(大企業等)

令和3年の
 8月1日～8月31日の飲食業売上高(税抜き) = (31日間) 円・・・E
 9月1日～9月30日の飲食業売上高(税抜き) = (30日間) 円・・・F
 8月27日～9月12日の飲食業売上高(税抜き) = (17日間) 円・・・G

月単位方式: $(E+F) \div 61日 =$ 1日あたり飲食業売上高 円/日・・・(ア)
 $((A+B) - (E+F)) \div 61日 =$ 1日あたり飲食業売上高減少額 円/日・・・(イ)

時短要請期間方式: $G \div 17日 =$ 1日あたり飲食業売上高 円/日・・・(ウ)
 $(C-G) \div 17日 =$ 1日あたり飲食業売上高減少額 円/日・・・(エ)

特定月方式: $F \div 30日 =$ 1日あたり飲食業売上高 円/日・・・(オ)
 $(B-F) \div 30日 =$ 1日あたり飲食業売上高減少額 円/日・・・(カ)

[(イ), (エ), (カ)のうち高い方の金額] × 0.4 = 円/日・・・(オ)
 ※千円未満切り上げ

選択した方式の1日あたり飲食業売上高((ア)または(ウ)または(オ)) × 0.3 = 円/日・・・(カ)
 ※千円未満切り上げ

協力金額
 (オ)、(カ)、20万円のうち、最も低い額 = 円/日・・・(キ)

協力金額 <第4期>	売上高方式	上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が7.5万円以下 ⇒ 3万円/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が7.5万円超13.34万円未満 ⇒ 4万円/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が13.34万円以上25万円以下 ⇒ 売上高×0.3/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が25万円超 ⇒ 7.5万円/日
	売上高減少額方式	前年度または全前年度からの「一日当たり売上高減少額」×0.4/日 (一日当たりの上限:「20万円」または「一日あたりの売上高×0.3」のいずれか低い額)

※ご提出の一日あたりの売上高が分かる書類は税込・税抜どちらですか。 税込 税抜

1日あたりの協力金額計算用シート(第4期)(新規開店特例を用いて申請する方用)

「協力金支給額3万円/日」の申請の場合、本シートの提出は不要となります

開店1年未満で、

(1) 令和3年6月1日以前に開店の場合

令和3年6月1日～7月31日の飲食業売上高(税抜き) = 円・・・AA ÷ 61日 = 1日当たり飲食業売上高
 円/日・・・①

(2) 令和3年6月2日～7月1日開店の場合

令和3年7月1日～7月31日の飲食業売上高(税抜き) = 円・・・BB ÷ 31日 = 1日当たり飲食業売上高
 円/日・・・②

(3) 令和3年7月2日～令和3年8月26日開店の場合

開店日: 令和3年 月 日開店日～8月26日の飲食業売上高(税抜き) = 円・・・C開店日～8月26日の日数 = 日・・・DC ÷ 日 = 1日当たり飲食業売上高
↓Dの日数
 円/日・・・④

(4) 令和3年8月27日以降開店の場合

開店日: 令和3年 月 日開店日～9月12日の飲食業売上高(税抜き) = 円・・・E開店日～9月12日の日数 = 日・・・GE ÷ 日 = 1日当たり飲食業売上高
↓Gの日数
 円/日・・・⑤

協力金額

第4期: 円/日

協力金額 <第4期>	売上高 方式	上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が7.5万円以下 ⇒ 3万円/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が7.5万円超13.34万円未満 ⇒ 4万円/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が13.34万円以上25万円以下 ⇒ 売上高×0.3/日 上記計算方式で計算した「一日あたり飲食業売上高」が25万円超 ⇒ 7.5万円/日
	売上高 減少額 方式	前年度または全前年度からの「一日あたり売上高減少額」×0.4/日 (一日当たりの上限:「20万円」または「一日あたりの売上高×0.3」のいずれか低い額)

※ご提出の一日あたりの売上高が分かる書類は税込・税抜どちらですか。

 税込 税抜

徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第4期)

誓約書

私は、「徳島県飲食店営業時間短縮協力金」の支給を申請するにあたり、以下の内容について誓約します。

相違がないことを確認いただき、口にチェック(✓)を入れてください。

<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>以下の全ての要件に該当しています。</p> <p>① 通常時は午後8時から翌朝5時までの間に営業を行っていたが、徳島県による営業時間短縮の要請に応じて、営業時間短縮等実施期間は、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮(または休業)し、酒類を提供する飲食店は酒類の提供を午後7時までとしました。</p> <p>② 業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底しています。</p> <p>③ 「ガイドライン実践店ステッカー」を店頭に掲示しています。</p> <p>④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営しています。</p> <p>⑤ 事業活動に必要な許認可を受けて営業しています。</p> <p>⑥ 本協力金を重複して申請していません。</p> <p>⑦ 徳島県から検査・報告・証拠書類提出・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。</p> <p>⑧ 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給に関する情報を国及び所在地の自治体、税務関係、警察等関係行政機関に提供することについて同意します。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。また、上記内容に該当しないことを確認するため、徳島県が徳島県警察本部に照会することについて承諾します。</p>
<input type="checkbox"/> (チェック)	<p>申請書及び提出書類に記載した内容に虚偽はありません。申請内容に虚偽や不正等が判明した場合、または「ガイドライン実践店ステッカー」申請時に各業界団体で作成したチェックリストの内容を遵守できていない場合は、協力金の返還や加算金を支払うこと及び事業者名の公表に応じます。</p>

令和 年 月 日

徳島県知事殿

所在地または住所 :

店舗名称(屋号) :

代表者職・氏名 :

※代表者の氏名は、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

対象店舗の様子が分かる写真(第4期)

店舗名

1 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる写真

しっかり糊付けしてください。
(A4様式の書類を別途添付いただいても問題ありません)

(第4期協力金の前払申請時に添付いただいた場合、添付不要です。)

2 店舗の外観の様子が分かる写真

しっかり糊付けしてください。
直近1週間以内に撮影したものを添付してください。
(A4様式の書類を別途添付いただいても問題ありません)

(第1期～第3期分の協力金を申請時に添付いただいた場合、添付不要です。)

3 店舗に設置された飲食スペースの様子が分かる写真
(フードコートが併設された店舗の場合は、フードコート飲食スペースの写真)

しっかり糊付けしてください。
直近1週間以内に撮影したものを添付してください。
(A4様式の書類を別途添付いただいても問題ありません)

(第1期～第3期分の協力金を申請時に添付いただいた場合、添付不要です。)

4 「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真

しっかり糊付けしてください。
直近1週間以内に撮影したものを添付してください。
(A4様式の書類を別途添付いただいても問題ありません)

(第1期～第3期分の協力金を申請時に添付いただいた場合、添付不要です。)